

吸入指導連携フロー

- ・ 2020年から新設された吸入薬指導加算は「お薬手帳」による情報提供も可能になりました。
- ・ 新たな連携フローとお薬手帳用の評価表を作成しました。

医療機関

患者に対し吸入連携について説明と同意確認

- ・ 吸入指導依頼書(A)を作成
- ・ 院外処方せんを発行

処方せんの備考欄に「吸入指導を依頼する」旨を記載した院外処方せんを発行

薬局

吸入指導（文書及び練習用吸入器等を用いて）

吸入指導評価表(B)を記入し、FAX送信

- ・ 吸入指導評価表を記入し、**お薬手帳に貼付**
- ・ 次回、お薬手帳を医師に見せるよう伝える

医療機関

吸入指導評価表(B)

お薬手帳の吸入指導評価表

カルテに反映

各種連携ツール

<http://www.aoyaku.or.jp/recommends/kyunyu/>



青森県吸入療法研究会22年12月作成

吸入薬指導加算について（22年度調剤報酬点数表に関する事項より）

- (1)吸入薬指導加算は、喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者が吸入薬を適切に使用し、治療効果の向上や副作用の回避に繋がるよう、以下のア及びイを行った場合に**3月に1回に限り**算定する。ただし、当該患者に対し他の吸入薬が処方された場合であって、必要な吸入指導等を別に行ったときには、前回の吸入薬指導加算の算定から3月以内であっても算定できる。
- ア 文書及び練習用吸入器等を用いて、吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行うこと。
- イ 保険医療機関に対し、吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと。
- (2)当該加算に係る指導は以下のア又はイの場合に、患者の同意を得て行うものであること。
- ア 保険医療機関からの求めがあった場合
- イ 患者若しくはその家族等の求めがあった場合等、吸入指導の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき
- (3)当該加算に係る吸入指導を行うに当たっては、日本アレルギー学会が作成する「アレルギー総合ガイドライン」等を参照して行うこと。
- (4)(1)の「吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと」とは、吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等について、保険医療機関に情報提供することであり、文書その他、手帳により情報提供することでも差し支えない。ただし、患者への吸入指導等を行った結果、患者の当該吸入薬の使用について疑義等がある場合には、処方医に対して必要な照会を行うこと。なお、保険医療機関に情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載すること。
- (5) 当該加算は、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者については算定できない。
また、当該加算の算定に関する保険医療機関への情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。